

# 三好市内に広がるケーブルテレビ

## 第2回 ケーブルテレビの役割



ケーブルテレビでは次のようなサービスを提供します。

- 1 地上デジタル放送への対応
- 2 ブロードバンド（高速インターネット）環境の整備
- 3 自主放送による情報提供

その他にも、ご家庭に音声告知端末を設置することによる災害対策や加入者同士は通話無料のIP電話など、ケーブルテレビ網を利用した様々な利用方法を検討しています。

今回は、その内3つの内容について説明します。

### 地上デジタル放送への対応

昨年10月から、徳島県でも地上デジタル放送が開始されました。現在は徳島市の眉山からのみの放送のため、三好市では地上デジタル放送を良好に受信できる環境にはありませんが、今月30日には池田地区の中継局から放送が開始される予定です。（左ページ参照）市内の他の中

### < 用語説明 >

#### 音声告知端末

各家庭に設置し、ケーブルテレビ回線を利用して災害等の緊急情報や行政情報を音声により即時にお知らせする機器。

#### IP（アイピー）電話

一般の電話回線ではなく、ケーブルテレビ等のブロードバンド回線を使用する電話方式。

### ブロードバンド環境の整備

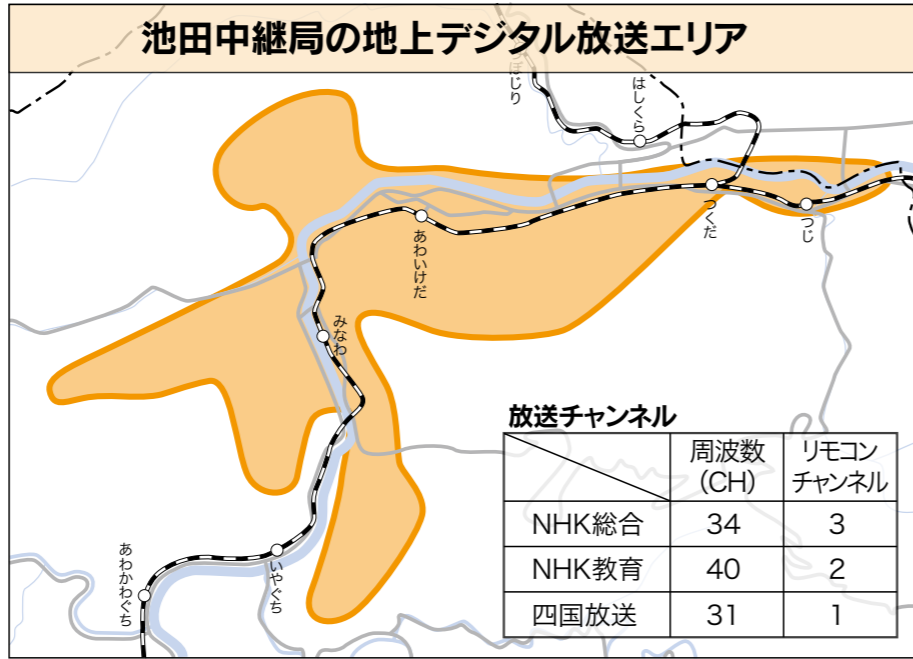
継局（四国放送・NHK徳島放送局）も順次地上デジタル放送に対応する予定ですが、山間部の難視聴地域を多く抱える三好市では、地上アナログ放送が終わる2011年7月までに、すべての市民が地上デジタル放送を視聴できる環境が整わない可能性があります。

また、テレビ共聴組合ごとに地上デジタル放送に対応するためには、共同受信施設における機器の新設・改修費用等、多額の設備投資が必要になると予想されているため、ケーブルテレビにより、全市民が地上デジタル放送をご覧になれる環境を整備します。

### 自主放送による情報提供

現在、ケーブルテレビでは「行政チャンネル」「コミュニティチャンネル」の2つのチャンネルで自主制作番組の放送を行っています。地域のニュースの他にも三好市議会、学校行事、阿波踊りや各種イベント等、地域に密着した番組を放送しています。文字による市役所からのお知らせ等も放送しています。

このような放送により、今まで広報やホームページに限られていた行政情報や地域情報をテレビでも見ることができるようになり、よりきめ細かな行政情報や、地域に密着した番組を提供していきます。



※ エリア内にあっても、地形やビルの影響、電波の伝搬状況などにより受信できない場合があります

## 池田中継局では、5月30日より地上デジタル放送を開始します。

### 徳島地上デジタル放送推進協議会

## 三好市情報公開実施状況

三好市情報公開条例は、皆さんからの請求に応じて市が保有する公文書を開示する公文書開示制度をはじめ、市政に関する情報のより積極的な提供や公表、審議会などの会議の公開など、総合的な情報公開の推進について規定しています。この情報公開制度が適正に運営されていることをお知らせするために、毎年1回、この制度の利用状況を公表します。これまでの情報公開制度の実施状況は次のとおりです。

	公開請求件数	公開請求処理状況		異議申し立て件数	異議申し立て処理状況		その他必要な事項
		公開件数	非公開件数		公開件数	非公開件数	
市長	22	17	5	24	7	3	
議会	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	
合計	22	17	5	24	7	3	

「お問い合わせ」  
 総務省四国総合通信局放送課  
 電話089-936-5080

地域のケーブルテレビではすでにご覧いただけますが、池田中継局が開始することによって、おむね図に示した地域のご家庭では、UHFアンテナを個別に設置することで地上デジタル放送をご覧いただけます。（いずれの場合もデジタルテレビまたはデジタルチューナー等が必要です）  
 アナログ放送は2011年7月24日までにご終了します。



## 平成 19 年度より 所得税・住民税が 変わります。

地方分権を進め、身近でよりよい行政サービスを目指して、国から地方へおよそ 3 兆円の税源が移譲されます。

今回の税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、ほとんどの方が、今年 1 月から所得税が減っており、相当する分について、この 6 月から住民税が増えることとなります。

なお、税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせると負担額は基本的にはこれまでと変わりませんが、定率減税措置が廃止されることや個人収入の増減など、税源移譲とは別の要因により実際の負担額は変動しますのでご注意ください。

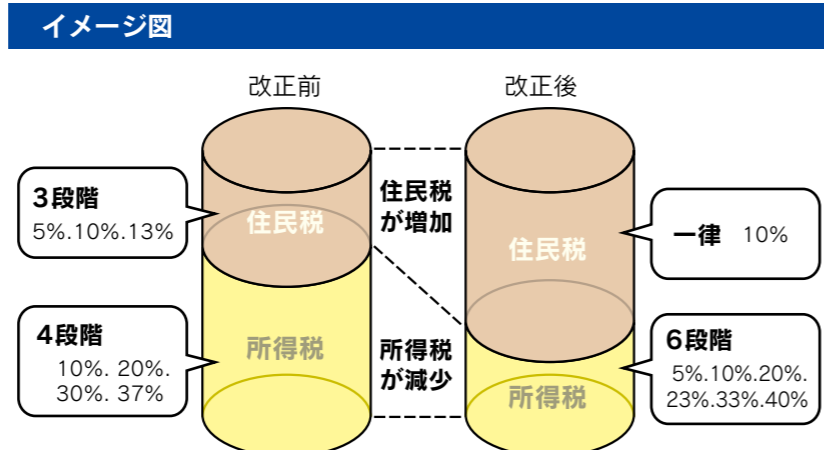
※平成 19 年度よりすべての市区町村で住民税の所得割税率が一律 10% になり、所得税は税率が 4 段階から 6 段階に細分化されます。（右表参照）

個人住民税		改正後	
改正前	課税所得	標準税率	改正後
	～ 200 万円	5%	一律 (市民税 6%・県民税 4%)
	200 万円～ 700 万円	10%	10%
	700 万円～	13%	

※ 人的控除の差を考慮した減額措置があります。

※ 住民税の標準税率は所得割（年額）に係るもので、このほかに均等割 4000 円（市民税 3000 円・県民税 1000 円）が課税されます。

所得税		改正後	
改正前	課税所得	標準税率	改正後
	～ 330 万円	10%	～ 195 万円
	330 万円～ 900 万円	20%	195 万円～ 330 万円
	900 万円～ 1800 万円	30%	330 万円～ 695 万円
	1800 万円～	37%	695 万円～ 900 万円
			900 万円～ 1800 万円
			1800 万円～



### 税源移譲以外の主な改正点

#### 負担増調整のため減額措置がとられます。

所得税と住民税では、扶養控除や配偶者控除、障害者控除などの人的控除額に差があります。この控除額の差による税負担を調整するために新たな控除が創設され、人的控除の適用状況に応じて住民税が減額されます。

#### ● 住民税の課税所得金額が 200 万円以下の場合、A と B いずれか小さい額の 5% を控除

- A. 人的控除額の差の合計額
- B. 住民税の課税所得金額

#### ● 住民税の課税所得金額が 200 万円を超える場合

{ 人的控除額の差の合計所得 - ( 住民税の課税所得金額 - 200 万円 ) } × 5%

ただし、この額が 2500 円未満の場合は 2500 円を所得割額から控除

#### 定率減税が廃止されます。

平成 11 年度から導入された定率減税は、経済状況が改善されていることから廃止されます。（所得税は平成 19 年 1 月分から、住民税は平成 19 年 6 月分から廃止されます）

#### 非課税廃止に伴う経過措置がとられます。

平成 17 年度まで、65 歳以上で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は住民税非課税でしたが、平成 18 年度より廃止となりました。ただし、昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方には、経過措置がとられています。

#### 国保税の賦課限度額が変わりました。

地方税法の改正に伴い、平成 19 年度から国民健康保険税の賦課限度額（医療分）を現行の 53 万円から 56 万円へ 3 万円引き上げられました。

詳しくは、三好市税務課までお問合せください。☎ (72-7615)

# 耐震診断を しませんか

### 木造住宅耐震改修について

三好市では今年度及び過去の耐震診断で「倒壊又は大破壊の危険あり」と診断された木造住宅の耐震改修に対し、補助金を交付します。

**補助金額** 改修工事費の 2/3 (上限 60 万円)

**申込期限** 平成 19 年 12 月 28 日 (金)

**お申し込み先** 三好市役所建設課 (☎ 72-7623)

※ 耐震改修を実施した方は固定資産税の減額・所得税の控除が受けられます。また、簡易な耐震リフォームに対して、指定金融機関からの融資（利子の免除）が受けられます。

三好市では、発生する確率が高いと予測される南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施しています。

地震被害を少なくするためにも、既存住宅の耐震化が重要であり、その第一歩は耐震診断です。診断を希望する住宅の所有者は、指定の診断申込書に必要書類を添付のうえ、お申し込みください。対象住宅の要件により耐震診断を実施します。

### 対象となる木造住宅

耐震診断事業の対象となる住宅は、三好市に存し、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とします。

1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建物で、地階を除く階数が 2 以下の建物
2. 併用住宅においては、2 階部分に店舗等があり、想定する積載荷重が極端に大きくなるもの以外のもの
3. 枠組壁工法又は丸太組工法によって建築されたもの以外のもの
4. プレハブ住宅など国土交通大臣等の特別な認定を得た工法によって建築されたもの以外のもの
5. その他徳島県木造住宅耐震診断マニュアルに記載されている耐震診断対象建築物

**募集期間** 12 月 28 日 (金) まで

**募集戸数** 50 戸

**負担金** 3,000 円

※ 申込書は、本庁建設課・各総合支所建設課にあります。

## みよし市 健康相談 24 (24 時間年中無休・通話料・相談料無料)

三好市国民健康保険では、心と体のさまざまな相談に、医師、保健師、看護師等が 24 時間体制でお応えする無料電話相談事業を行っています。

電話番号は、通話無料のフリーダイヤル

みよし市 無休  
0120-3444-69

こんな時、すぐお電話ください。プライバシーは守られます。

- 不意のケガの応急処置を知りたい。
- ストレスがたまっていて、精神的にまいっている。
- 真夜中の急病で誰にも連絡できない。
- 家族の介護のことで相談したい。
- 体の不調でひとり悩んでしまうとき。
- 夜間・休日の診察できる病院を教えてください。
- 赤ちゃんが夜中に熱を出した、どうしよう。

電話がつながりましたら、お名前（匿名でも結構です）と年齢を教えてください。



【委託先：ティーベック㈱】